

大阪府福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第八十六号

大阪府福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（平成五年大阪府規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を視覚障害者に示す方法） 第六条 条例第十八条第五項第一号の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。 一 一三 （略）	（男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を視覚障害者に示す方法） 第六条 条例第十八条第四項第一号の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。 一 一三 （略）
（視覚障害者の利用上支障がない便所） 第七条 条例第十八条第五項第一号ただし書の規則で定める場合は、第三条第一号ハに該当するものである場合とする。	（視覚障害者の利用上支障がない便所） 第七条 条例第十八条第四項第一号ただし書の規則で定める場合は、第三条第一号ハに該当するものである場合とする。
（車椅子使用者の利用上支障がない、共同住宅等の居住者が利用する駐車場） 第八条 条例第二十四条第一項ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 一 共同住宅等に設ける主として当該共同住宅等の居住者が利用する駐車場（以下「共同住宅等居住者用駐車場」という。）が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「共同住宅等居住者用機械式駐車場」という。）である場合であつて、当該共同住宅等居住者用機械式駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数及び車椅子使用者用駐車施設以外の車椅子使用者が円滑に乗降することができる駐車施設の数の合計数が条例第二十四条第一項に定める数以上であるとき 二 共同住宅等居住者用機械式駐車場及び共同住宅等居住者用機械式駐車場以外の共同住宅等居住者用駐車場を設ける場合であつて、当該共同住宅等居住者用機械式駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数及び車椅子使用者用駐車施設以外の車椅子使用者が円滑に乗降することができる駐車施設の数並びに当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該共同住宅等居住者用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が条例第二十四条第一項に定める数以上であるとき 三 建築物の増築又は改築（用途の変更をして	

特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。)を行う場合であつて、当該増築等に係る部分に設ける共同住宅等居住者用駐車場に設ける駐車施設の数(当該増築等に係る部分に共同住宅等居住者用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける駐車施設の総数。)に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)以上の車椅子使用者用駐車施設(共同住宅等居住者用機械式駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設以外の車椅子使用者が円滑に乗降することが可能な駐車施設を含む。)を設けるとき

(視覚障害者の利用上支障がない、案内設備までの経路の部分)

第九条 条例第二十七条第一号の規則で定める部分は、第三条第一号イ若しくはロに該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

(制限の緩和に関する認定の申請)

第十条 条例第二十二条の規定による知事の認定を受けようとする者は、大阪府福祉のまちづくり条例第三十二条の規定による認定申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の大阪府福祉のまちづくり条例第三十二条の規定による認定申請書には、知事が必要であると認める図書又は書面を添付しなければならない。

(移動等円滑化情報公表計画書の届出等)

第十二条 条例第三十四条第一項及び第二項の規定による届出は、移動等円滑化情報公表計画書(様式第二号)を提出して行わなければならない。

2 条例第三十四条第一項の規則で定める情報は、次に掲げる事項とする。

3 一十一 (略)

4 条例第三十四条第一項の規則で定める時期は、営業を開始する日の十四日前とする。

5 条例第三十四条第三項(条例第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一・二 (略)

(ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表の方法)

第十二条 条例第三十五条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

2 一・三 (略)

3 条例第三十五条の規定による情報の公表は、原則として前項第一号に掲げる方法により行うものとする。

(移動等円滑化情報公表計画書の変更の届出)

(視覚障害者の利用上支障がない、案内設備までの経路の部分)

第八条 条例第二十六条第一号の規則で定める部分は、第三条第一号イ若しくはロに該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

(制限の緩和に関する認定の申請)

第九条 条例第三十二条の規定による知事の認定を受けようとする者は、大阪府福祉のまちづくり条例第三十二条の規定による認定申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の大阪府福祉のまちづくり条例第三十二条の規定による認定申請書には、知事が必要であると認める図書又は書面を添付しなければならない。

(移動等円滑化情報公表計画書の届出等)

第十条 条例第三十二条第一項及び第二項の規定による届出は、移動等円滑化情報公表計画書(様式第二号)を提出して行わなければならない。

2 条例第三十二条第一項の規則で定める情報は、次に掲げる事項とする。

3 一十一 (略)

4 条例第三十二条第一項の規則で定める時期は、営業を開始する日の十四日前とする。

5 条例第三十二条第三項(条例第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一・二 (略)

(ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表の方法)

第十二条 条例第三十四条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

2 一・三 (略)

3 条例第三十四条の規定による情報の公表は、原則として前項第一号に掲げる方法により行うものとする。

(移動等円滑化情報公表計画書の変更の届出)

<p>第十三条 条例第三十七条第一項の規定による届出は、当該変更をした日から三十日以内に、移動等円滑化情報公表計画書変更届出書（様式第三号）を提出して行わなければならない。</p>	<p>第十二条 条例第三十六条第一項の規定による届出は、当該変更をした日から三十日以内に、移動等円滑化情報公表計画書変更届出書（様式第三号）を提出して行わなければならない。</p>
<p>（事前協議）</p> <p>第十四条 条例第四十一条第一項の規定による協議は、都市施設設置工事事前協議書（様式第四四号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（事前協議）</p> <p>第十三条 条例第四十条第一項の規定による協議は、都市施設設置工事事前協議書（様式第四四号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（工事完了の届出）</p> <p>第十五条 条例第四十一条第一項の規定による届出は、都市施設設置工事完了届出書（様式第六六号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（工事完了の届出）</p> <p>第十四条 条例第四十条第一項の規定による届出は、都市施設設置工事完了届出書（様式第六六号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（現況調査の結果の報告）</p> <p>第十六条 条例第四十一条の規定による現況調査の結果の報告は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設現況調査結果報告書（様式第七号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（現況調査の結果の報告）</p> <p>第十五条 条例第四十一条の規定による現況調査の結果の報告は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設現況調査結果報告書（様式第七号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（国等に準ずる者）</p> <p>第十七条 条例第四十二条第八号イ及び第五十二条の規則で定める者は、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされて建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の規定が準用される者とする。</p>	<p>（国等に準ずる者）</p> <p>第十六条 条例第四十二条第八号イ及び第四十九条の規則で定める者は、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされて建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の規定が準用される者とする。</p>
<p>（改善計画の届出）</p> <p>第十八条 条例第四十二条第一項の規定による届出は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設改善計画届出書（様式第九号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（改善計画の届出）</p> <p>第十七条 条例第四十二条第一項の規定による届出は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設改善計画届出書（様式第九号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（改善計画の変更の届出）</p> <p>第十九条 条例第四十四条第一項の規定による届出は、改善計画の変更後速やかに、既存施設改善計画変更届出書（様式第十一号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（改善計画の変更の届出）</p> <p>第十八条 条例第四十三条第一項の規定による届出は、改善計画の変更後速やかに、既存施設改善計画変更届出書（様式第十一号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（定期報告）</p> <p>第二十条 条例第四十五条の規定による報告は、改善計画を届け出た年度から起算して二年度又は二の倍数の年度を経過したことの年度の四月一日から十二月二十五日までに行わなければならない。</p> <p>2・4 （略）</p>	<p>（定期報告）</p> <p>第十九条 条例第四十四条の規定による報告は、改善計画を届け出た年度から起算して二年度又は二の倍数の年度を経過したことの年度の四月一日から十二月二十五日までに行わなければならない。</p> <p>2・4 （略）</p>
<p>（身分証明書）</p> <p>第二十一条 条例第四十六条第一項の証明書は、身分証明書（様式第十三号）とする。</p>	<p>（身分証明書）</p> <p>第二十条 条例第四十五条第二項の証明書は、身分証明書（様式第十三号）とする。</p>
<p>（書類の提出部数）</p> <p>第二十二条 第十条、第十一条、第十二条から第</p>	<p>（書類の提出部数）</p> <p>第二十二条 第九条、第十条、第十二条から第</p>

様式第 2 号 (第11条関係)

様式第 1 号 (第10条関係)

移動等円滑化情報公表計画書

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第34条(第1項・第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

[3枚中1枚目]

様式第 2 号 (第10条関係)

移動等円滑化情報公表計画書

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第33条(第1項・第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

[3枚中1枚目]

様式第 1 号 (第10条関係)

大阪府福祉のまちづくり条例第32条の規定による認定申請書

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第32条第1項第2項の規定による認定を申請します。

(略)

様式第 1 号 (第9条関係)

大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定申請書

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第31条第1項第2項の規定による認定を申請します。

(略)

様式第 1 号 (第9条関係)

大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定申請書

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第31条第1項第2項の規定による認定を申請します。

(略)

第十六条まで、第十八条及び第十九条の規定により提出する書類の提出部数は、正本一部及び副本一部とする。本一部とする。

第五条まで、第十七条及び第十八条の規定により提出する書類の提出部数は、正本一部及び副本一部とする。本一部とする。

様式第4号(第14条関係)その1

都市施設設置工事事前協議書（建築物）

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第41条第1項の規定により、次のとおり協議します。

			(略)
6			(略)
	床面積	第41条	(略)
		該当部分の床面積の合計	(略)
		積	(略)

様式第4号 (第13条関係) その1

都市施設設置工事事前協議書（建築物）

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第40条第1項の規定により、次のとおり協議します。

		(略)	
6	床	(略)	(略)
	面	面積	面積
	床	面積	面積

様式第4号 (第14条関係) その3

様式第4号 (第14条関係) その2

都 市 施 設 設 置 工 事 事 前 協 議 書 (公園)

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第41条第1項の規定により、次のとおり協議します。

(略)

都 市 施 設 設 置 工 事 事 前 協 議 書 (道路)

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第41条第1項の規定により、次のとおり協議します。

(略)

様式第4号 (第13条関係) その3

様式第4号 (第13条関係) その2

都 市 施 設 設 置 工 事 事 前 协 議 書 (公園)

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第40条第1項の規定により、次のとおり協議します。

(略)

都 市 施 設 設 置 工 事 事 前 协 議 書 (道路)

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第40条第1項の規定により、次のとおり協議します。

(略)

様式第五号を次のように改める。

「告示第〇号」は国土交通省告示第〇号・「規則第〇号」は大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第〇号を示す。 ※1 告示及び規則で定める以下の場合を除く告示第1497号・規則第3条 ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合(エスカレーターを除く。) ・高さ16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合(エスカレーターを除く。)											
※2 告示及び規則で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第4条) ・自動車車庫に設ける場合 ・段部分と連続して手すりを設ける場合											
※3 告示及び規則で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第5条) ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・高さ16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合											
※4 告示及び規則で定める以下の場合を除く(規則第7条) ・自動車車庫に設ける場合 ・段部分と連続して手すりを設ける場合											
〔4枚中1枚目〕											
<p>○一般基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等</th> <th>チェック項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廊下等</td> <td>①表面は滑りにいい仕上げであるか、 ②点状ブロック等の敷設階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分) ※1 (政令第11条) (条例第14条) ③手すりを設けているか(条例第14条第2号に定めた特別特定建築物に限る。)</td></tr> <tr> <td>段段</td> <td>①手すりを設けているか(開場を除く。) ②表面は滑りにいい仕上げであるか、 ③段は識別しやすいものか、 ④段はつまづきにくいものか、 ⑤傾斜路への点状ブロック等の敷設(段部分の上下端に近接する部分) ※2 (政令第12条) (条例第15条)</td></tr> <tr> <td>傾斜路</td> <td>⑥原則として主な階段を回り階段としないか、 ⑦手すりを設けているか(傾斜が1/12を超える傾斜部分) (政令第13条) (条例第16条) ⑧表面は滑りにいい仕上げであるか、 ⑨前後の部下等と識別しやすいものか、 ⑩傾斜への点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上下端に近接する部分) ※3 (政令第14条) (条例第17条) ⑪昇降口により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか、 ⑫両側に階廊又は立ち上がり部を設けているか、 ⑬踏み段の奥は認識しやすいものか(階段状エスカレーターに限る。) (政令第14条) (条例第18条)</td></tr> <tr> <td>便所</td> <td>⑭表面は滑りにいい仕上げであるか、 ⑮不特定多数の者等が利用する便所を不特定多数の者等が利用する階の数以上設けているか、(床面積の合計が5000m²以上の建物に限る。) ⑯光による火災の発生を伝える警報装置を避難上有効な位置に設けているか、(床面積の合計が50,000m²以上の建物に限る。) ⑰次の⑤又は⑯の便所を設けている便所 ⑱(1)便所の出入口附近には便所の男女別、配膳等を点字その他(文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者に示す設備を設けているか、※4 (2)洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか(1以上) ⑲重椅子使用者用便所を1以上設けているか(ただし、不特定多数の者等が利用する部分の床面積の合計が1,000m²以上の場合、政令第14条第2項の規定により設置しなければならない数以上) (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか、 (2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか、 (3)洗浄装置は、押しごとんその他操作が容易な方式のものを設けているか、 (4)衣服を掛けたための金具等を設けているか、 (5)長さ150cm以上の大人用介護ベッドを設け、出入口にその旨の表示をしているか、(床面積の合計が5,000m²を超える建築物に限る。条例第18条第8項各号に規定する数以上)</td></tr> </tbody> </table>		施設等	チェック項目	廊下等	①表面は滑りにいい仕上げであるか、 ②点状ブロック等の敷設階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分) ※1 (政令第11条) (条例第14条) ③手すりを設けているか(条例第14条第2号に定めた特別特定建築物に限る。)	段段	①手すりを設けているか(開場を除く。) ②表面は滑りにいい仕上げであるか、 ③段は識別しやすいものか、 ④段はつまづきにくいものか、 ⑤傾斜路への点状ブロック等の敷設(段部分の上下端に近接する部分) ※2 (政令第12条) (条例第15条)	傾斜路	⑥原則として主な階段を回り階段としないか、 ⑦手すりを設けているか(傾斜が1/12を超える傾斜部分) (政令第13条) (条例第16条) ⑧表面は滑りにいい仕上げであるか、 ⑨前後の部下等と識別しやすいものか、 ⑩傾斜への点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上下端に近接する部分) ※3 (政令第14条) (条例第17条) ⑪昇降口により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか、 ⑫両側に階廊又は立ち上がり部を設けているか、 ⑬踏み段の奥は認識しやすいものか(階段状エスカレーターに限る。) (政令第14条) (条例第18条)	便所	⑭表面は滑りにいい仕上げであるか、 ⑮不特定多数の者等が利用する便所を不特定多数の者等が利用する階の数以上設けているか、(床面積の合計が5000m ² 以上の建物に限る。) ⑯光による火災の発生を伝える警報装置を避難上有効な位置に設けているか、(床面積の合計が50,000m ² 以上の建物に限る。) ⑰次の⑤又は⑯の便所を設けている便所 ⑱(1)便所の出入口附近には便所の男女別、配膳等を点字その他(文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者に示す設備を設けているか、※4 (2)洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか(1以上) ⑲重椅子使用者用便所を1以上設けているか(ただし、不特定多数の者等が利用する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の場合、政令第14条第2項の規定により設置しなければならない数以上) (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか、 (2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか、 (3)洗浄装置は、押しごとんその他操作が容易な方式のものを設けているか、 (4)衣服を掛けたための金具等を設けているか、 (5)長さ150cm以上の大人用介護ベッドを設け、出入口にその旨の表示をしているか、(床面積の合計が5,000m ² を超える建築物に限る。条例第18条第8項各号に規定する数以上)
施設等	チェック項目										
廊下等	①表面は滑りにいい仕上げであるか、 ②点状ブロック等の敷設階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分) ※1 (政令第11条) (条例第14条) ③手すりを設けているか(条例第14条第2号に定めた特別特定建築物に限る。)										
段段	①手すりを設けているか(開場を除く。) ②表面は滑りにいい仕上げであるか、 ③段は識別しやすいものか、 ④段はつまづきにくいものか、 ⑤傾斜路への点状ブロック等の敷設(段部分の上下端に近接する部分) ※2 (政令第12条) (条例第15条)										
傾斜路	⑥原則として主な階段を回り階段としないか、 ⑦手すりを設けているか(傾斜が1/12を超える傾斜部分) (政令第13条) (条例第16条) ⑧表面は滑りにいい仕上げであるか、 ⑨前後の部下等と識別しやすいものか、 ⑩傾斜への点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上下端に近接する部分) ※3 (政令第14条) (条例第17条) ⑪昇降口により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか、 ⑫両側に階廊又は立ち上がり部を設けているか、 ⑬踏み段の奥は認識しやすいものか(階段状エスカレーターに限る。) (政令第14条) (条例第18条)										
便所	⑭表面は滑りにいい仕上げであるか、 ⑮不特定多数の者等が利用する便所を不特定多数の者等が利用する階の数以上設けているか、(床面積の合計が5000m ² 以上の建物に限る。) ⑯光による火災の発生を伝える警報装置を避難上有効な位置に設けているか、(床面積の合計が50,000m ² 以上の建物に限る。) ⑰次の⑤又は⑯の便所を設けている便所 ⑱(1)便所の出入口附近には便所の男女別、配膳等を点字その他(文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者に示す設備を設けているか、※4 (2)洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか(1以上) ⑲重椅子使用者用便所を1以上設けているか(ただし、不特定多数の者等が利用する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の場合、政令第14条第2項の規定により設置しなければならない数以上) (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか、 (2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか、 (3)洗浄装置は、押しごとんその他操作が容易な方式のものを設けているか、 (4)衣服を掛けたための金具等を設けているか、 (5)長さ150cm以上の大人用介護ベッドを設け、出入口にその旨の表示をしているか、(床面積の合計が5,000m ² を超える建築物に限る。条例第18条第8項各号に規定する数以上)										

○一般基準		チェック項目
施設等	(便所の統括)	⑥水洗器具（オストメイ、対応）を設けた更厚を設けているか（1以上）
		(1)洗浄装置は、押しボタンその他の操作が容易な方式のものを設けているか
		(2)衣服を掛けたための金具等を設けているか（1以上。ただし、床面積の合計が51.0,000m ² 以上の建築物の場合は2以上）
		(3)水洗器具（オストメイ、対応）は温水を利用することができるものか（床面積の合計が51.0,000m ² 以上の建築物に限る。）
		(4)荷物を置くための棚等を設けているか（床面積の合計が10.000m ² 以上の建築物に限る。）
		(7)小便器を設ける場合は、床置式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下の中のものに限る。）その他のこれらに類似する小便器を設けているか。（1以上）
		(1)便器に手すりを設けているか（1以上）
		(1)車椅子使用者部分を2以上設けているか。（ただし、客席に設ける座席の数が40以上の場合には、座席の数の15%以上）
		(1)幅は90cm以上であるか
		(2)奥行きは35cm以上であるか
		(3)床は滑りにくい仕上げであるか
		(1)表面は滑りやすい仕上げであるか
		(2)幅は50cm以上であるか
		(3)つまづきにくいものか
		(3)傾斜部分がある部分
		(1)手すりを設けているか
		(2)識別しやすいものか
		(3)両側に取り付けられているか
		(1)手すりを設けているか（勾配が51/12を越え、又は高さ16cmを超える傾斜部分）
		(2)前後の通路と識別しやすいものか
		(3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか
		(1)車椅子使用者用駐車施設の総数が501以上の場合には駐車施設の総数の1%に2を加えた数以上）
		(1)幅は50cm以上であるか
		(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか
		(1)表面は滑りにくい仕上げであるか
		(2)車椅子使用者用浴室内等を設けているか（1以上）
		(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか
		(2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
		(3)出入口の幅は80cm以上であるか
		(1)車椅子用駐車施設の総数が501以上の場合には駐車施設の総数の1%に2を加えた数以上）
		(1)幅は50cm以上であるか
		(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか
		(1)表面は滑りにくい仕上げであるか
		(2)車椅子使用者用浴室内等を設けているか（1以上）
		(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか
		(2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
		(3)出入口の幅は80cm以上であるか
		(1)車椅子用駐車施設の総数が501以上の場合には駐車施設の総数の1%に2を加えた数以上）
		(1)幅は50cm以上であるか
		(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか
		(1)表面は滑りにくい仕上げであるか
		(2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
		(3)出入口の幅は80cm以上であるか
		(1)車椅子用駐車施設の総数が501以上の場合には駐車施設の総数の1%に2を加えた数以上）
		(1)幅は50cm以上であるか
		(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか
		(1)表面は滑りにくい仕上げであるか
		(2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
		(3)出入口の幅は80cm以上であるか

①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示を見やすい位置に設けているか ※5	②標識は、内容が容易に識別することができるものか(日本産業規格JISB2101に適合しているか) ※5
①エレベーターその他の昇降機、便所、大人用介護ベッド又は駐車施設の配置を表示した案内板があるか ※5	②エレベーターその他の昇降機、便所、大人用介護ベッドの配置を点字その他(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか ※5
③案内所を設けているか①、②の代替措置	①案内所は車椅子使用者が利用することができるものとしているか ※5
	条例第11条第1項第2号及び第5号に掲げる都市施設であつて、床面積の合計が100m ² 以上のものを除く。

○移動等円滑化経路(利用居室、車椅子使用者用便所又は駐車施設に至る1以上の経路に係る基準)	
施設等	チェック項目
(政令第19条 第2項第1号)	(1)階段・段が設けられていないか(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を備設する場合は除く。) ※5
出入口	(1)幅は80cm以上であるか、※5 (2)戸は車椅子使用者が通過しやすすく、前後に水平部分を設けているか、※5
廊下等	(1)幅は120cm以上であるか、※5 (2)区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか、※5
傾斜路	(1)幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか、※5 (2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下)の場合は1/8以下であるか、※5 (3)高さ75cm以内ごとに跨幅150cm以上の踊場を設けているか、※5
エレベーター及びその乗降ロビー	(1)幅は必要階(利用居室、車椅子使用者用更衣室若しくは駐車施設のある階又は地上階)に停止するか、 ※5 (2)傾斜及び昇降路の出入り口は80cm以上であるか、※5 (3)傾斜及び昇降路の出入り口に利用者を感知し、戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けて いるか、 (4)傾斜及び昇降路の出入り口にガラス等をめどりなど、戸の外部から内部を見ることができる設備 を設けているか、 (5)戸の奥行きは135cm以上であるか、※5 (6)戸内に鏡を設けているか、 (7)戸内の左右両側に手すりを設けているか、 (8)戸内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する警報装置を設けているか、 (9)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか、※5 (10)傾斜及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすすく制御装置のうち、1以上)
〔4枚中3枚目〕	(1)幅及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有しているか、※5 (2)呼びボタン付のインターホンを設けているか(傾斜の制御装置のうち、1以上) (1)戸内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか、※5 (2)乗降ロビーに到着する戸の昇降方向を表示する装置を設けているか、※5 (3)不特定多数の者が利用する2,000cm以上の建物に設けるかの場合 (1)戸の幅は、140cm以上であるか (2)戸は車椅子が転回しができる形状か、 (3)車椅子使用者が利用しやすい制御装置を戸内の左右両側に設けているか、

①不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合	
(1)簡内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者 者が利用しやすい制御装置を設けているか、※5、※6	—
(2)簡内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者 者が利用しやすい制御装置を設けているか、※5、※6	—
(3)簡内又は乗降ロビーに到着する戸の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか、※5、※6	—
(4)制御装置の音声装置は押しごとんとしているか、※6	—
(5)乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロックを敷設しているか、※6	—
※6 告示で定める以下の場合を除く(告示第194号)	—
・自動車車庫に設ける場合	—
〔4枚中3枚目〕	—

※7 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に覗認でき、道から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合
- ※8 告示及び規則で定める以下の部分を除く(告示第1497号・規則第9条)
 - ・勾配が1/20以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・高さ16m以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける場所等

○移動等円滑化経路		施設等	チェック項目
特殊な構造又は 使用形態の エレベーター	①エレベーターの場合	①段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第7号のもの)であるか、 ※5 ②籠の幅は70cm以上であるか、 ※5 ③籠の奥行きは120cm以上であるか、 ※5 ④籠の床面積は十分であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合) ※5	—
その他の昇降機 (政令第19条 第2項第6号)	②エスカレーターの場合	①車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1第7号のもの)であるか、 ※5	—
5	5	①幅は120cm以上であるか、 ※5 ②区間50m以内ごとに車椅子が巡回可能な場所があるか、 ※5 ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか、 ※5 ④通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとしているか、 ※5 ⑤傾斜路 ⑥傾斜路	—
敷地内の通路 (政令第19条 第2項第7号)	①幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか、 ※5 ②勾配は1/12以下(高さ16m以下の場合は1/8以下であるか、 ※5 ③高さ75cm以内ごとに階幅50cm以上の踊場を設けているか(勾配が1/20以下の場合は除く。) ※5	—	—
5	5	④上記①から⑤は地形の特徴性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る ※5	—
(政令第19条 第3項)			

[4枚中4枚目]

○規制障害者移動等円滑化経路		施設等	チェック項目
案内設備までの 経路	①繩状ロック等・点状ブロック等の設置又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は除く。)	①繩状ロック等・点状ブロック等の設置又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は除く。)	—
(政令第22条)	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか、 ※7	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか、 ※7	—
(条例第27条)	③段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか、 ※8	③段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか、 ※8	—
	④路面上に設ける段を回り段としているか、 —	④路面上に設ける段を回り段としているか、 —	—

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第 5 号 <u>(第14条関係)</u> その 2 (略)</p> <p>様式第 5 号 <u>(第14条関係)</u> その 3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>都市施設設置工事完了届出書</p> <p>大阪府福祉のまちづくり条例第41条第2項の規定により、特定施設の設置工事の完了について、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p>	<p>様式第 5 号 <u>(第13条関係)</u> その 2 (略)</p> <p>様式第 5 号 <u>(第13条関係)</u> その 3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>都市施設設置工事完了届出書</p> <p>大阪府福祉のまちづくり条例第40条第2項の規定により、特定施設の設置工事の完了について、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p>
<p>様式第 6 号 <u>(第15条関係)</u></p>	

様式第7号 (第16条関係) その1

既存施設現況調査結果報告書（建築物）

（略）

大阪府福祉のまちづくり条例第42条の規定により、現況調査の結果について、次のとおり報告します。

（略）

6	条例 第 42 条	（略）

様式第7号 (第15条関係) その1

既存施設現況調査結果報告書（建築物）

（略）

大阪府福祉のまちづくり条例第41条の規定により、現況調査の結果について、次のとおり報告します。

（略）

6	条例 第 41 条	（略）

様式第 8 号 (第16条関係)

様式第 7 号 (第16条関係) その 2

(略)

既存施設現況調査結果報告書（駐車場）

（略）

大阪府福祉のまちづくり条例第42条の規定により、現況調査の結果について、次のとおり報告します。

（略）

様式第 8 号 (第15条関係)

（略）

様式第 7 号 (第15条関係) その 2

既存施設現況調査結果報告書（駐車場）

（略）

大阪府福祉のまちづくり条例第41条の規定により、現況調査の結果について、次のとおり報告します。

（略）

様式第9号 (第18条関係) その2 (略)

様式第9号 (第18条関係) その1

既存施設改善計画届出書 (建築物)

(略)

(略)

6	床	例	第	42	条
	面				
	積				

(略)

(略)

6	床	例	第	41	条
	面				
	積				

(略)

様式第9号 (第17条関係) その2 (略)

様式第9号 (第17条関係) その1

既存施設改善計画届出書 (建築物)

(略)

(略)

6	床	例	第	41	条
	面				
	積				

(略)

6	床	例	第	41	条
	面				
	積				

(略)

6	床	例	第	41	条
	面				
	積				

6	床	例	第	41	条
	面				
	積				

様式第11号 (第19条関係) その1

既存施設改善計画変更届出書 (建築物)

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第44条第1項の規定により、改善計画の変更について、次のとおり届け出ます。

(略)

6	条	例	第	42	条
床					
面					
積					

(略)

(略)

(略)

(略)

〔3枚中3枚目〕

様式第10号 (第18条、第19条、第20条関係)

3枚中1枚目・3枚中2枚目 (略)

(略)

(略)

〔注意〕 ※印のある欄は記入しないでください。
様式第9号に添付する場合は、(1)欄、(2)欄、(3)欄は記入しないでください。
様式第11号に添付する場合は、変更後の内容を(1)欄又は(2)欄に、その理由を(3)欄に記入してください。
様式第12号に添付する場合は、(2)欄に「了」又は「未」を記入してください。

〔3枚中3枚目〕

様式第10号 (第17条、第18条、第19条関係)

3枚中1枚目・3枚中2枚目 (略)

(略)

(略)

〔注意〕 ※印のある欄は記入しないでください。
様式第7号に添付する場合は、(1)欄、(2)欄、(3)欄は記入しないでください。
様式第9号に添付する場合は、変更後の内容を(1)欄又は(2)欄に、その理由を(3)欄に記入してください。
様式第10号に添付する場合は、(2)欄に「了」又は「未」を記入してください。

〔3枚中3枚目〕

様式第11号 (第18条関係) その1

既存施設改善計画変更届出書 (建築物)

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第43条第1項の規定により、改善計画の変更について、次のとおり届け出ます。

(略)

6	条	例	第	41	条
床					
面					
積					

(略)

(略)

(略)

(略)

〔3枚中3枚目〕

様式第11号（第19条関係）その2

既存施設改善計画変更届出書（駐車場）

（略）

大阪府福祉のまちづくり条例第44条第1項の規定により、改善計画の変更について、次のとおり届け出ます。

（略）

（略）

様式第11号（第18条関係）その2

既存施設改善計画変更届出書（駐車場）

（略）

大阪府福祉のまちづくり条例第43条第1項の規定により、改善計画の変更について、次のとおり届け出ます。

（略）

（略）

様式第12号 (第20条関係) その1

既存施設改善工事定期報告書（建築物）

（略）

大阪府福祉のまちづくり条例第45条の規定により、改善計画に基づく工事の実施の状況について、次のとおり報告します。

（略）

6	条例 第 42 条 床 面 積	（略）
		（略）
		（略）

様式第12号 (第19条関係) その1

既存施設改善工事定期報告書（建築物）

（略）

大阪府福祉のまちづくり条例第44条の規定により、改善計画に基づく工事の実施の状況について、次のとおり報告します。

（略）

6	条例 第 41 条 床 面 積	（略）
		（略）
		（略）

<p>(裏)</p> <p>(略)</p> <p>第46条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、事前協議に係る第41条第1項各号に掲げる都市施設又は現況調査に係る既存施設に立ち入り、当該都市施設又は既存施設の状況を調査させることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(裏)</p> <p>(略)</p> <p>第45条 知事は、必要があると認めるとときは、その職員に、事前協議に係る第40条第1項各号に掲げる都市施設又は現況調査に係る既存施設に立ち入り、当該都市施設又は既存施設の状況を調査させることができる。</p> <p>(略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大坂府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の大坂府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際旧規則様式第十二号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、新規則様式第十二号の規定により交付されたものとみなす。

4 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。